

2026 年度インフルエンザ予防接種費用補助について

【対象：ヤンマー健康保険組合加入者】

標記の件、ヤンマー健康保険組合（以下、当健保という。）加入の被保険者並びに被扶養者がインフルエンザ予防接種を受けた場合、その実費に対し、健康ポータルサイト Pep Up にてポイントを付与いたします。

記

◆対象者

接種日に、当健保の被保険者（ご本人）および被扶養者（ご家族）の資格をお持ちの方

※ご家族の場合は、被扶養者として認定されている、当健保の健康保険資格をお持ちの方に限ります。

※業務上の海外渡航（勤務・出張）のための接種は対象外です。

※Pep Up による申請手続は被保険者および被扶養配偶者のどちらも可能です。

※1 人当たりの申請回数は 1 回/年のみですが、被扶養者分を別日に分割して申請することは可能です。

会社手配の集団接種を受けた方（領収書発行が無い場合）のお手続きについては、集団接種を手配した会社指示に従ってください。

ただし、被扶養者の接種費用の領収書がある場合、被扶養者分の申請は可能です。

※全国健康保険協会（通称：協会けんぽ）加入の方は除く。

下記対象期間内に接種し、その後、資格喪失（退職・扶養削除）した場合も補助対象となりますが、資格喪失日以降は Pep Up からの申請（差戻し後の再申請を含む）ができません。接種後は速やかにご申請ください。必ず資格喪失前に申請し、後日、「決裁完了メール」が届いたことを確認してください。Pep ポイントは資格喪失後 90 日間利用可能です。

◆補助（支給）方法（Pep ポイント） *注意：原則、現金補助は廃止です。

・ Pep Up からの補助申請に限ります。

・ 対象者 1 人に対し 1 回のみ 2,000Pep ポイントを上限に付与します

※1 人当たりの接種費用が 2,000 円に満たない場合、実費の Pep ポイントを付与します。

・ Pep ポイントは申請者（被保険者または被扶養配偶者）へ、申請の都度、申請人数分をまとめて付与します。

・Pep ポイントは、申請内容に不備がない場合、申請月の翌々月 20 日に付与します。

(例) 申請日：11 月 10 日⇒決裁完了メール送信：12 月 1 日（以降 5 営業日以内）

⇒付与日：1 月 20 日（差し戻し等で決裁が間に合わなかった場合はその翌月以降）

◆Pep ポイント付与の対象期間

下記期間に接種したものが当年度分の Pep ポイント（補助）対象となります。

令和 8（2026）年 10 月 1 日～令和 8（2026）年 12 月 31 日の接種分

◆Pep Up による申請期間

令和 8（2026）年 10 月 1 日～令和 9（2027）年 1 月 31 日

【重要】当健保資格の喪失後は、申請ができなくなりますので、接種後はお早めに申請してください。

◆申請方法

Pep Up の「各種申請」画面より、「2026 年度インフルエンザ予防接種補助金申請」をクリック、必要項目を入力し、領収書の写真を添付の上申請してください。

詳細手順は、「2026 年度インフルエンザ予防接種補助金 Pep Up 申請マニュアル」をご参照ください。

◆申請後の通知について

・正しく受理（決裁）された場合：Pep Up 登録時のメールアドレスへ「決裁完了メール」が届きます。

・不備がある場合：申請後、約 1 週間後に「差戻しメール」が届きます。

※申請の記載事項・領収書等に不備があるときは、メールにて申請の差戻しを行います。余裕をもってご申請ください。申請後に不備に気付いた場合、約 1 週間程度で「差戻しメール」が届きますので、メール受信後に修正の上、すみやかに再申請してください。

◆注意事項

・医師の承諾または指示により本予防接種を 2 回に分ける場合は、1 回目と 2 回目の合算した費用に対して 2,000Pep ポイントを上限に補助します。

・「領収書」には、接種を受けた医療機関等において以下の(1)～(5)の内容を必ず明記してもらってください。下記内容が明記されていない場合、受付できません。

(1)「インフルエンザ予防接種」の表記（重要）

※領収書に予防接種名が無い場合は併せて診療明細書を添付すること

注意：「予防接種代」だけでは不可（申請不備扱い、差し戻し対象）

例）家族 4 名分を一度に申請した場合に、内 1 名分だけの領収書が表記不備で

あっても、家族4名分を差し戻します。

(2) 接種者氏名（保険証記載の氏名（フルネーム））

※会社名不可。複数人の場合は全員分。

(3) 接種費用（接種者個人ごとの表記）

(4) 接種日

※2回に分けて接種した場合、それぞれの接種日がわかる領収書を添付すること。

(5) 医療機関名

・領収書の写真添付につきましては、PDF ファイルや EXCEL ファイルは添付できません。

添付できるファイルは拡張子が、".jpeg"、".jpg"、".png"などの画像ファイルです。

スマートフォンやデジタルカメラなどで領収書（接種済み証）の写真を撮り、その画像ファイルを選択、添付してください。

・外国語の領収書には「和訳」及び「赴任国」を追記してください。

・領収書の原本（原紙）は、申請期間が終わるまで、大切に保管願います。

・Pep Up の初回登録案内通知が届いていない方は、当健保（kenpo@yanmar.com）までご連絡ください。

・海外赴任者、並びにその帯同家族、またはこれらに準じる方が、やむを得ず上記対象期間外に予防接種をする場合は、事前に当健保へご連絡ください。

◆申請方法に関する問い合わせ先

Pep Up「よくある質問」の「お問い合わせ（<https://pepup.life/inquiry>）」よりお問い合わせください。

以上